

表彰規定

第1条（目的）

この規定は、高知県小学生バレーボール競技の、普及発展に寄与し、顕著な功績のあった個人及び団体を表彰し、その榮譽を讃えると共に、小学生バレーボールの発展を図るに為に設ける。

第2条（表彰の種類）

表彰は、功労賞、優秀賞、感謝状とする。

- （1）功労賞は、小連及び各種行事の運営を通じて、バレーボールの普及発展に功績のあった者及び、選手の指導育成面で功績のあった者に贈る。
- （2）優秀賞は、特に優れた成績を修めたチーム及び個人に贈る。
- （3）感謝状は、小連運営に協力し、事業推進のために功績のあった個人及び団体に贈る。

第3条（審査）

表彰に関する審査は、常務理事会で行う。

- （1）表彰の審査基準については、別に定める。
- （2）表彰に関する審査は、毎年8月に行われる常務理事会で行い、受賞者を選定する。

第4条（方法）

- （1）表彰は、冬季大会開会式に実施する。
- （2）表彰は、賞状及び副賞を授与して行う。

附則 この規定は、平成21年8月5日より実施

表彰の審査基準

功労賞

- （1）多年にわたり、連盟の役員として運営に功績のあった者
- （2）全日本、またはそれに準ずるチームの監督、コーチ、役員として選ばれた者

優秀賞

- （1）当年度に、特に優れた成績を修めたと認められるチーム及び個人
- （2）その他、特に優秀と認められたチーム及び個人
- （3）四国大会優勝
- （4）全国大会ベスト8以上に進出したチーム

感謝状

- （1）常務理事会で必要と認めた場合、感謝状及び記念品を授与することができる